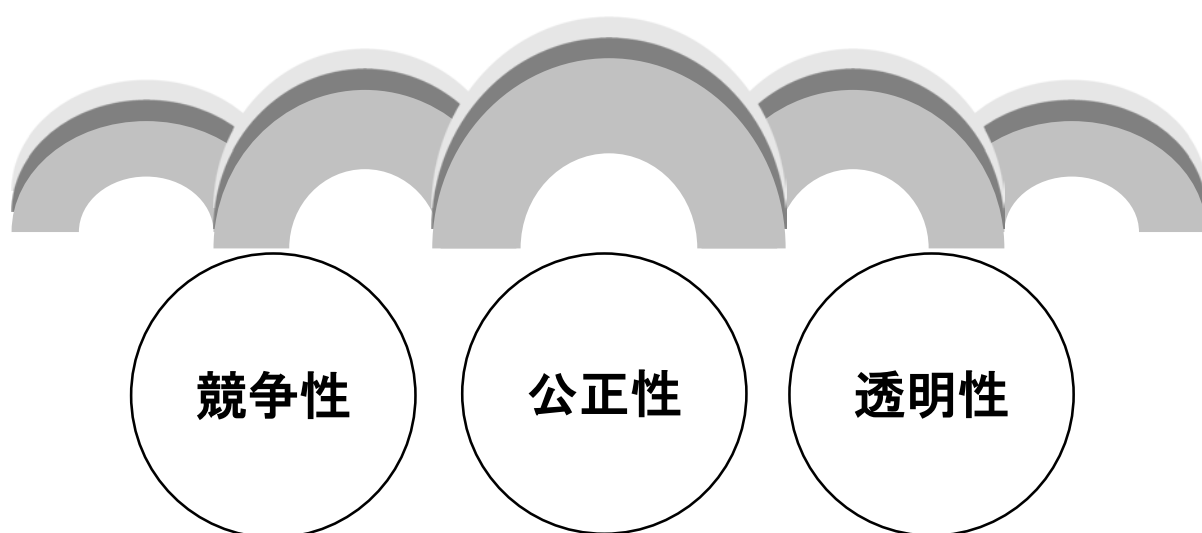


岩国市

条件付一般競争入札の手引き

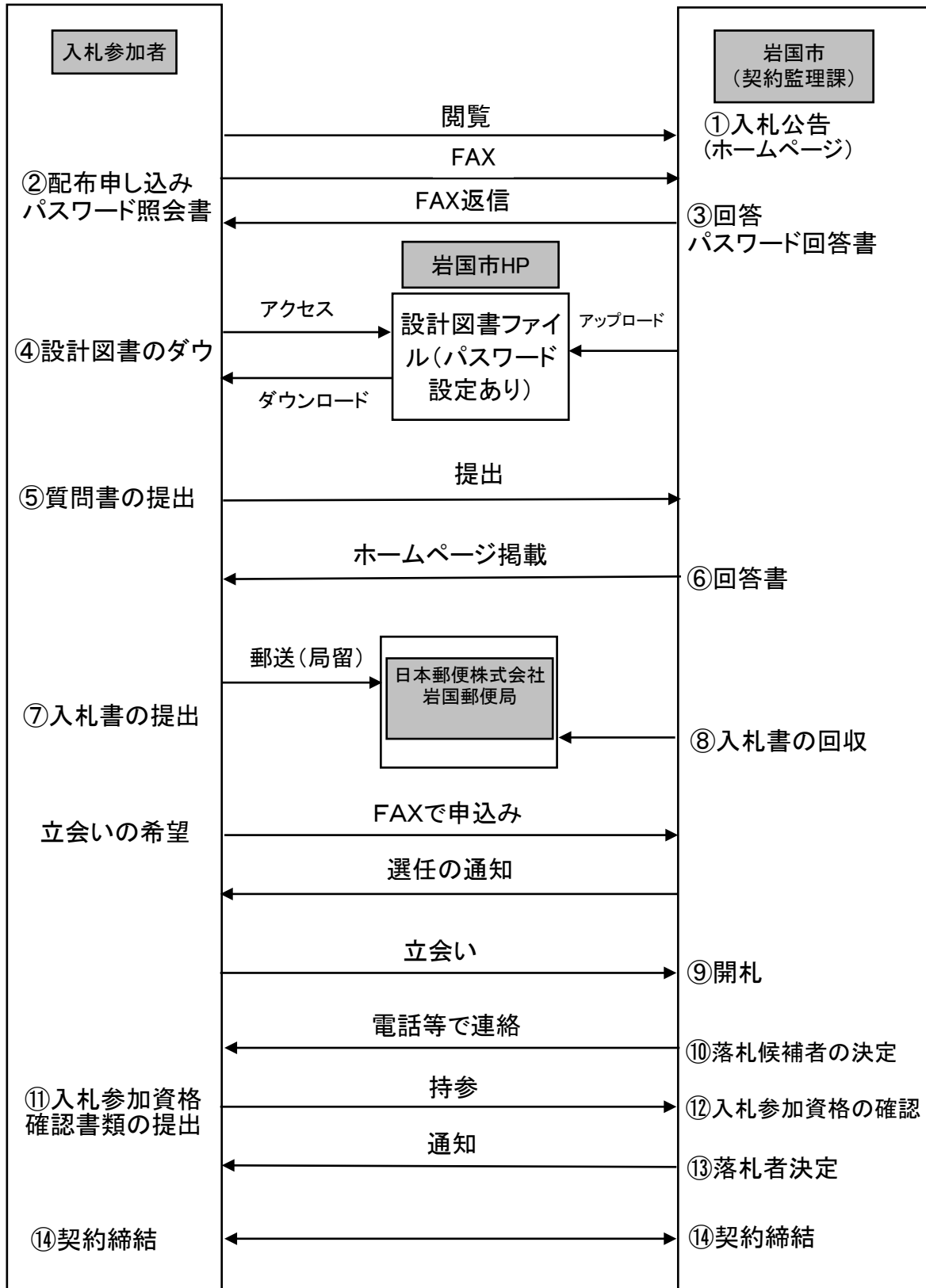


平成30年4月1日版

岩国市役所 総務部 契約監理課

TEL29-5064 FAX22-8388

イメージ図
(入札公告から契約締結まで)



条件付一般競争入札の概要及び申請手続き

岩国市役所 総務部 契約監理課

現在、国・県や全国の市町村において、談合問題をきっかけに、指名から一般競争入札へ移行しつつあり、県内でもすでにほとんどの市が条件付一般競争入札を導入しております。

このような状況の中、岩国市でも、入札・契約制度における透明性、公正性、競争性をより一層高め、入札参加機会を増大するために、平成20年10月から、事後審査型の「条件付一般競争入札」を導入しており、**平成30年4月**から対象範囲を拡大することとしました。

本制度は、一定の資格要件に該当する者が、郵送により入札参加をし、開札後において、資格要件の適否審査を実施し、落札者を決定するものです。

「条件付一般競争入札」の概要及び申請手続き等は次のとおりです。

1 適用対象

対象工事は、建設工事（以下「工事」といいます。）のうち**設計金額が1,500万円以上の工事**です。ただし、工事の内容からこの入札方式が適当でないと判断される工事は除くものとします。

2 資格要件

(1) 条件付一般競争入札（以下「入札」といいます。）に参加するためには、次に掲げる資格要件のすべてを満たしていることが必要です。

- ① 岩国市建設工事等入札参加資格者名簿（以下「名簿」といいます。）に登録されていること。
- ② 岩国市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づき、公告の日において、指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- ④ 建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けてい

ること。

(2) (1)に掲げるもののほか、発注工事に係る入札公告（以下「公告」といいます。）に次に掲げる要件が定められている場合は、これらの要件も満たしていることが必要となります。

- ① 名簿の格付等級区分
- ② 本店又は営業所の所在地に関すること。
- ③ 同種又は類似工事の実績に関すること。
- ④ 配置予定技術者の資格等に関すること。
- ⑤ その他必要な事項

3 入札の公告

発注工事に係る資格要件が決定したときは、当該入札に関する事項を市役所前掲示場、契約監理課掲示板及び各総合支所掲示板で閲覧に供するとともに、岩国市ホームページ「組織で探す」→「契約監理課」→「条件付一般競争入札」に、条件付一般競争入札の実施についての公告文を掲載し、「入札参加資格」及び「入札参加手続き等」を公告します。

公告を行う日は、原則として毎週月曜日です。

4 設計図書の配布及び質問・回答

(1) 配布申込

設計図書の配布は、ホームページからの電子データのダウンロードとします。ただし、ダウンロードした設計図書を閲覧する際にパスワードの入力が必要となるので、配布を希望する者は、パスワード照会書（様式第1号）を契約監理課へファックス送信することによりパスワードの照会をするものとします。

(2) 申込回答

契約監理課は、設計図書の配布期間内に前項ただし書の照会が適正になされた場合、パスワード回答書（様式第2号）をファックス送信することにより回答するものとします。

(3) 設計図書の配布期間

配布期間は、公告日の翌日から開札日の前日とします。

(4) 工事内容質問書の受付期間

質問の受付期間は公告に掲載します。

(5) 工事内容質問書の回答期間

質問の回答期間は公告に掲載します。

(6) 工事内容質問回答表の閲覧場所および閲覧期間

回答は契約監理課掲示板及びホームページに掲載し、閲覧期間は回答日から開札日の前日までとします。

5 入札書等の提出方法

(1) 入札に参加を希望する場合は、次に掲げる書類（以下「入札書等」といいます。）を(2)から(4)までの規定に従って作成し、公告により指定された到達期限までに、一般書留の方法により日本郵便株式会社岩国郵便局に支店留めとして郵送してください。

この場合において、郵送に要する費用は入札参加希望者の負担となります。

① 入札書（様式第5号）

② 工事費内訳書

③ その他公告で定める書類

(2) 入札書等の提出に際しては、中封筒及び外封筒を使用し、中封筒は長形3号サイズを、外封筒は角形2号サイズのものを使用してください。

(3) 入札書は中封筒に入れて封かんし、表面に必要事項を記入した指定表紙（様式第6号）を糊付けしてください。

(4) 外封筒には、前項の中封筒及び工事費内訳書、提出が必要な場合にあってはその他公告で定める書類を入れ、外封筒の表面に必要事項を記入した指定表紙（様式第6号）を糊付けしてください。

(5) 到達期限後の入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(6) 入札書等の提出後においても、開札時刻までは入札辞退ができます。その場合は、指定の辞退届（様式第7号）を契約監理課に郵送又は持参して

提出してください。

入札書等の様式は、入札ごとにホームページからダウンロードすることができます。

6 開札前の簡易審査

入札書等の提出があった場合は、日本郵便株式会社岩国郵便局への到達日、名簿登載の有無、本店等の所在地及び等級区分等の基本的な資格要件を満たしているか、開札前に確認をします。

これらの要件等を満たしていないことが明らかな場合は、当該提出者の入札を無効とします。

7 開札

指定された期日までに到達した封書は、公告に記載した日時及び場所において開札を行います。ただし、開札前に無効とされたものは開札しません。

開札前の簡易審査で無効となった者を除く入札参加者が1名となったときにおいても、入札を執行するものとします。

8 立会人

開札の立会いを希望する入札参加者は、工事ごとに事前に入札立会希望申請書（様式第9号）により入札書の到達期限の正午までに契約監理課へファックスで申し込みをしてください。申込のあった者を立会人として指定します。ただし、入札参加者の1名（1社につき1名）のみとします。

このとき希望者がいない場合は、入札事務に関係のない職員1名以上を立会人に充てます。

9 入札の無効

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となる場合があります。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとします。

- ① 入札公告に示した入札参加資格のない者がしたもの
- ② 虚偽の申請を行なった者がしたもの

- ③ 到達期限までに到達しなかったもの
 - ④ 第8条に規定する方法によらないもの
 - ⑤ 指定表紙に商号又は名称が記載されていないもの
 - ⑥ 指定表紙の表記が誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
 - ⑦ 1通の封筒に2枚以上の入札書を入れたもの
 - ⑧ 同一の入札参加者が2通以上提出したもの
 - ⑨ 金額を訂正したもの
 - ⑩ 入札書等に市長名、商号又は名称の記入又は押印のいずれかがないもの
 - ⑪ 入札書等の工事名若しくは工事場所が入札公告と一致しない、又は記載されていないもの
 - ⑫ 入札書等の内容について、誤字、脱字、鉛筆書き等により意思表示が明確でないもの
 - ⑬ 提出期限内に入札参加資格確認書類を提出がなかったもの
 - ⑭ 明らかに連合によると認められるもの
 - ⑮ 代理人がしたもの
 - ⑯ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したもの
- (2) 工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とすることがあります。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとします。
- ① 工事費内訳書の提出のないもの
 - ② 「5 入札書等の提出方法」の提出方法によらずに提出されたもの
 - ③ 工事名の記載のないもの又は相違があり工事の特定ができないもの
 - ④ 入札参加者名の記載のないもの又は相違があるもの
 - ⑤ 入札参加者の実印又は使用印鑑の押印を欠くもの
 - ⑥ 工事費内訳書の工事価格と各項目の合計金額が一致していないもの
 - ⑦ 工事費内訳書の工事価格と入札金額が一致していないもの

- ⑧ 工事費内訳書の各項目が、岩国市が指定した記載項目を満たしていないもの
- ⑨ 工事費内訳書の各項目に空欄又は0円と記載のあるもの
- ⑩ 工事費内訳書において積み上げた金額を、値引き等により調整して算出したもの

10 落札候補者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（無効な入札を行った者を除きます）を「落札候補者」と決定します。
- (2) 落札候補者を決定したときは、開札の場合において落札候補者名、応札価格を読み上げ、速やかにその内容を契約監理課の掲示板で公表します。ただし、その落札候補者の応札価格が市の設定した低入札調査基準価格を下回る場合（以下「低入札」といいます。）は、低入札に該当したことのみを公表します。
- (3) (1)の場合において、落札候補者となりうる者が複数ある場合は、くじにより落札候補者を決定するとともに、その順位を決定します。

この場合において、同額入札者本人又は委任状を持参した代理人（以下「当事者」という。）全員が立会人であるときは、その場でくじ引きを行い、そうでないときは、指定した日までにくじにより落札候補者を決定するとともに、その順位を決定します。このとき、くじに参加しない者は当該くじを辞退したものとみなし、当該当事者に代わって入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。
- (4) 落札候補者が開札に立ち会っている場合を除き、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により落札候補者となったことを通知します。

11 入札参加資格確認及び落札者の決定

落札候補者が決定したときは、ただちに当該落札候補者にその旨を通知しますので、当該通知を受けた日から起算して3日以内（本市の休日を除きます。）に、次の各号のうち、公告で指定したもの（以下「入札参加資格確

認書類」といいます。)を提出してください。

入札参加資格確認書類の受理後、資格要件を満たしているか否かを確認のうえ、資格要件を満たしている場合には当該落札候補者を「落札者」と決定します。

当該落札候補者が資格要件を満たしていない場合は、その旨を通知し、次順位の落札候補者について同様の手続きを行います。

- ① 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第11号）
- ② 建設業許可通知書の写し
- ③ 総合評定値通知書の写し
- ④ 同種・類似工事の施工実績調書（様式第12号）
- ⑤ 配置予定技術者届（様式第13号）
- ⑥ 監理技術者が監理技術者講習を受講した者であることを証する書類
- ⑦ その他必要な書類

12 落札決定までに入札参加資格を失った場合

落札候補者が落札決定までに入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとみなします。

13 契約締結までに入札参加資格の制限又は指名停止措置を受けた場合

落札者が契約締結までの間に入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しないものとします。

14 契約の締結

落札者は、契約担当者等が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記入、押印し、関係書類を添えて落札決定後速やかに、これを契約担当者等に提出してください。